第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">マンション除却組合の補償金支払計画の変更の認可</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第163条の38</td></tr>
<tr><td rowspan="3">審査基準</td><td colspan="4">■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠:第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)
審査基準が法令において具体的に規定されているため、審査基準の設定を要しない。
　マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第163条の38の規定において準用する同法第163条の37(認可の基準)
　別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査基準設定年月日</td><td>令和8年4月1日</td><td>審査基準最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間</td><td colspan="3">□有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
　期間(　　)
■無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="2">標準処理期間設定年月日</td><td>年　月　日</td><td>標準処理期間最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">まちなみ共創部　まちなみ整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

審査基準

マンションの再生等の円滑化に関する法律（旧法令名：マンションの建替え等の円滑化に関する法律）第 163 条の 37（認可の基準）

都道府県知事等は、第百六十三条の三十四第一項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一　申請手続又は補償金支払計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。

二　取壊し決議の内容に適合していること。

三　除却マンションの区分所有権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。

四　除却マンションの借家権及び使用貸借による権利が権利消滅期日までに消滅することが確実であること。

五　その他基本方針に照らして適切なものであること。